

・忌引休暇日数表並びに忌引休暇早見表

(1) 忌引休暇日数表

死亡したもの	日数	
	血族	姻族
配偶者	10日	
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日
1親等の直系卑属（子）	5日	1日
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日
2親等の直系卑属（孫）	1日	
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日

- ① 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。ただし、姻族である配偶者の父母については、生計の同・別を問わず血族に準ずる。
- ② 「子」は、妊娠85日以上で死産した児（妊娠中絶によるものを含む。）も含まれる。
- ③ 代襲相続で祭具等の継承を受けたものは、1親等の直系血族（父母死亡の場合の子）に準ずる。
- ④ 葬祭のために遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

(2) 忌引休暇早見表

1、2 …は血族の親等
①、② …は姻族の親等

※ 姻族とは、本人から見て、その配偶者の血族及び自己の血族の配偶者をいう。

